

会議案第 号

芽室町議会会議条例中一部改正の件

芽室町議会会議条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和6年3月 日提出

芽室町議会議会運営委員長 渡 辺 洋一郎

芽室町議会会議条例の一部を改正する条例

芽室町議会会議条例（平成24年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第92条第1項及び第2項中「又は記名押印」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説 明

行政手続きにおける負担軽減及び利便性向上を目的に、本条例を改正しようとするものであります。